

第3回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 会議概要

日 時：平成 27 年 10 月 28 日（水） 14 時 00 分～16 時 15 分

場 所：伊予市立図書館 3 階 三世代交流室

出席者：検討委員会委員 11 名、事務局 7 名、関係者 2 名、委託業者 2 名

1. 開会

- ・ 開会のあいさつ。(事務局)
- ・ 委員長あいさつ。(委員長)

2. 議題

- ・ それでは、分科会のご報告をお願いします。(委員長)

(1) 各分科会からの報告

①図書館・カフェ分科会

- ・ 図書館の考え方が従来と変わってきた。当時の図書館は静かに学習をするところで、ガヤガヤするところではない。子供が騒いでは駆けつけて説明をして、浸透するのに 2 年間かかりました。ですので、おしゃべりはダメ、飲食もダメでした。

最近の図書館は集いの場になっている。集ってお互いが勉強しあう場所が変わってきている。そういうことを前提にすると飲食はある程度は構わない。ただ、どこでもよいかという制限がある。貴重な本や閉架書籍での飲食は認めない、貸出する本であれば飲物は構わない。

カフェはどこに置くか、図書館は開館しているときは常時人が出入りするので図書館のそばに置くのが良い。運営は福祉団体をお願いをして障害者と健常者の交流の場とする。20 年前の自動販売機はものすごい電気代がかかった、2 台でひとつの家庭と同じくらいの電気代が必要だった。最近の自動販売機は 1 日に 1.5kw～2kw/日かかる。したがって、別メーターが必要となる。自動販売機の設置は慎重に考えないといけないのが私の感想です。日中は福祉団体で夜は自動販売機の考えもありますが、その場合、電気料金をどう扱うかが課題となる。

まとめると、飲食はある程度認めましょう、カフェは設置しましょう、自動販売機に関しては考えましょうとなりました。(委員)

- ・ 飲食に関しては認めましょうとの意見が多かった、場所に関しては深く議論をしていない。その辺を含めてご意見を頂きたい。(委員長)

→ 2 通りの考え方があって、従来型の図書館と気軽に利用できる図書館でカフェをからめた賑わいづくりを演出している図書館がある。今回はワークショップで後者の方向性で進めることになったと思っている。

伊予カフェを飲食の場所として考えるのか、事業としても利用できる場として考え

るのか。また、特定の団体に限らずに、シェアカフェとして各種団体が利用できる考えもあった。レストランができるようなことは考えない方が良く個人的には思う。図書館の書籍は公共的なものなので、収集・保存・管理をされることが本来の役割であると思う。(委員1)

→有人で運営するのであれば制約はあまりつけて欲しくない。どこが運営するにしても経営が難しくなるので、細かい制約は設けずにできるだけ利益が上がるような対応をして欲しい。図書館の利用者を広げるにはカフェは魅力的な施設である。夏の暑い中、子供を連れて図書館に行ってみてママ友と語らうことは非常に好ましい。そうなるとうちの哺乳瓶や水筒類を持ち込むなどと言えない。持込みの範囲をしっかりと考える必要がある。(委員2)

→ワークショップでは飲食はダメの立場をとってきたが、皆さんの意見を聞きながら意見が変わってきたし、最近の保護者の考え方も変わってきた。飲食に関しては皆さんの意見を参考に柔軟に考えたい。(委員3)

→図書館とカフェは分けていい。書籍は借りものなので、汚さないことはない、汚さないでくださいとも言えない。食べることと書籍を読むことがどうしても結びつかない。使っていない時の文化ホールホワイエ等が利用できらと思う。(委員4)

→当時の建設ワークショップでは武雄市の図書館を推奨する声が多かった。その結果が今回の配置だとの記憶がある。館内全体の飲食の話もこの先にまだある。ルールの方針としては3年ないしは5年くらいはこの方針で行こうとのお気持ちでいてもらって、社会情勢もどうなっているか分からない、もしかしたら若者が電子書籍を読んでいるかもしれない。(委員長)

→時代、時代に合わせて形を変えていくとの含みを持って進めることですね。(委員4)

→とりあえず、当委員会は管理運営の計画を作っているんで、5年くらいで見直しをするとのお考えで発言をしていただければと思う。(委員長)

→あんまり細かいことを決めると先に進めなく、ある程度計画性をもって5年くらいで見直ししていくのは良い。ある程度けじめつけた形で決定して、それを試し期間をもって運用できれば良い。(委員3)

→公共施設は災害用自動販売機を置かなくてはいけなくなっている。我々の気持ちの及ばないことがあるかもしれない。(委員長)

→伊予市の場合もその方針となっています。(事務局)

→飲物が飲めるのはうれしい。子供は5回に1回はこぼしてしまう。個人的には食べ物を食べさせたくはない。今日のお弁当スペースとして空いている部屋を日替わりでも構わないので提供して欲しい。図書館で食べ物を食べさせるのは怖い。(委員5)

→持込みのお弁当をどうするかとそれをどこで食べさせるかとの意見がでました。(委員長)

→図書館でそんなに食べたいとは思わない。本を読みながらお茶を飲むくらいで、そこ

でしっかり食べたいとの意見ではないと思っている。子供から大人まで水筒やペットボトルを常に持っている。こういう会議でもペットボトルがでてくる。場所を限定して飲物が飲めるようすることが良い。小学校6年生で国語の授業で「理想の図書館」というパネルディスカッションをやって、お家の人と一緒に行ってこども図書館で書籍を見ている間、親がくつろげる場所が欲しいとの意見がでた。子供は優しいと感じた。(委員6)

→福祉団体による運営は賛成。自動販売機に頼る意見も多いが電気代を考えると自動販売機に変わるものがあればよいのだが。(委員7)

→市民体育館の自動販売機選定は入札によって導入し、電気代は業者で負担をしている。その際の設置料金設定も市で行っている。災害協定を結んでいる自動販売機も実例としてある。新居浜市図書館のように伊予カフェへの持込みは貸出した書籍のみ可能としたい。(委員8)

→貸出した書籍を持ち込むのか、貸出していない書籍も持ち込めるようにするのは分科会でも意見が分かれた。罰則を設ける意見もありましたが、具体的な罰則の案はでない。(委員長)

→現在の図書館の状況にありますが、これは市民マナーの問題ではないかと。貸出した書籍は自分が責任もつことで持ち込み可能として、カフェ運営に関しては案3にあるように複数の団体で運営することが良いのではないかと思う。

子供たちが利用できるスペースをPRできれば、両親やおじいさん、おばあさんも来館してくれると思う。(副委員長)

→目的はまとめの内容で良いとして、運営主体は福祉団体をお願いをして対応が難しい時間帯と曜日(週末)に関して案3にあるように、イベント的に各種団体、個人が適宜提供することを考慮する。自動販売機は災害の観点から市の方針によるところが大きい。

書籍の持込みは処理した書籍か処理しないでも持ち込むことを可能とするかの方針を決めたい。貴重書籍・閉架書籍に関しては飲物の持込みは不可としてそこは守ることよろしいか。(委員長)

→貸出処理をした書籍を持ち込むことにしたほうが良い。モラルが変われば書籍を大切にしていける可能性もある。(委員1)

→貸出処理をしているか、していないかの管理ができるかどうか。(委員2)

→国立大学などの偏差値の高い学校でも、切り抜きや引き裂きが多く、大学図書館は貴重書籍が多いため非常に困っている。(委員長)

→現在の図書館の状況の補足説明です。汚したりしたことを正直に申し出る方が1割程度、返却確認後に問い合わせをすると半分の方が認めるが半分の方はやっていないと主張する。啓発として書籍の入院カルテを掲示している。(事務局)

→武蔵野プレイスでは飲物はペットボトル、水筒の持込み可能で必ずカバンに入れる

こと。武雄市図書館は自館で購入した飲物は閲覧室で可能となっていますね。
今のところ貸出処理をした書籍を持込むことはOKとの考えでよろしいですか。

(委員長)

→最後の飲食についてですが、持込のお弁当に関しては委員の方からご意見があったように、今日のお弁当スペースを設けるとの意見がありました。飲物に関してエリア限定なので蓋ができるものに関してカバンに入れることであれば閲覧スペースはOKですとするのか、貴重書籍エリアでは飲物はダメとするのか。

まず、閲覧スペースで飲物を飲んでよいか？ (委員長)

→熱中症の観点からも、蓋が閉まるもので必要に応じてカバンから取り出して、飲んでいい場所とダメな場所を決める必要がある。面倒くさいようですが、最初にきちっとした線を引いておく必要がある。自動販売機もペットボトル対応のものにするとか。

(委員4)

→椅子に座るとカバンなどを置く場所がない。足元にカゴなどがあると荷物をそこに置いてくださいと説明できるし、テーブルにカバンを置くとそれによる書籍の汚れを防ぐことができる。(委員2)

→ペットボトルなどが普及しているので、飲むなどと言っても飲む利用者はでてくるだろうし、きちんと条件を決めたほうが図書館職員も管理がしやすい。(徳永委員長)

→ごみは必ず持って帰ってもらう。(委員4)

→今の時代、ペットボトル・水筒はしょうがないが、きちっとカバンの中に入れてもらうことを徹底する。小布施町の「まちとしょテラソ」の話を聞いたが、自分たちでルールを作り出している。(委員1)

→マナー向上のためにルールを促す放送を入れることはできるか。(副委員長)

→音の問題は難しいと思われる。(委員長/委員1)

→管理運営計画の中に、継続的に市民とルール作りの検討委員会を行うとしておけば、ルール作りの見直しスムーズに行える。

何を心配しているかと言えば、1班3班4班の意見にあるように割と自由な意見が多かったが、当委員会では飲物に関して武蔵野プレイスくらいの条件での意見が多かった、これは当事者としての意識に温度差がでた印象です。当委員会として武蔵野プレイス案で、お弁当と離乳食を持込まれる方もいますので、場所は日替わりでも構わないので、空いている部屋を利用する。これで概ねまとめさせていただいてよろしいでしょうか。(委員長)

→やはり図書館の書籍は大切にしないといけない。(委員1)

→「こうしてはいけません」との投げかけではなく「こうしましょう」と柔らかい感じでの投げかけにしましょう。(委員4)

→図書館カードを作るときに注意事項等を渡していると思いますが。(委員2)

→図書館に関する利用や注意事項のしおりを渡しています。小学生や中学生にもわか

りやすく記載されていると思います。(事務局)

→図書館は新しく建て替わって、ルールも新しくなるので、図書館利用のしおりに作って新しい図書カードを作成する際に、渡せる良いチャンスだと思う。(委員2)

→大学の図書館でも延長に関しては、厳密に厳しく罰金を追いかけてくる。教授だろうと強制取り立てになっている。自由だから逆に厳しくしている。

これだけ色々な意見が出てきているので、ルールに関しては皆で了解できる範囲で決めて、それを周知徹底して、守れないところがでてきたらルールを見直していくしかないかと思われる。(委員長)

②文化ホール・地域交流機能分科会

- ・ それでは文化ホール・地域交流機能分科会のご報告をお願いします。(委員長)
- ・ 基本的に開催頻度を大きく3つに分けて、重点的には「普及育成」「保存継承」をしていきたいと思いますと大方の了解は得たと思う。通年事業として行うときに、立ち上がりから100%はあり得ない。5年～10年の中長期での事業バランスが必要。基本理念に基づいた、複合施設としての利用率を向上させるようなバランスの取れた事業計画が大切となる。事業に参加できる仕組みで、市内に留まらず市外からも参加も頭に置いた計画も必要。本施設は伊予市では初めての施設になるため、意義が明確になるようにする必要もあるし、地域の文化活動にも貢献しなくてはならない。

自主事業には主催と共催がある。自主事業はお金がかかるので、マスコミやプロモーターと共催の方が経費的にも実現性が高い。普及育成と言っても鑑賞事業と組み合わせることで市民に刺激を与えたり、交流にも期待ができる。主催事業のポイントを議論していただければと思います。(委員)

- ・ ありがとうございます。「普及育成」「保存継承」から重点的に展開することでよろしいか。鑑賞事業は共催や貸館事業で補う形でよろしいか。主催事業・共催事業・貸館事業のバランスについてご議論いただきたい。

確認ですが、共催事業の原則としてホールの利用料金は取らないということです。但し、主催者の一員として事業への責任は持つことになります。(委員長)

→貸館の場合は、相手から来るのを待つだけになるのか。(委員1)

→基本的にはそうなります。共催になると事業を仕掛けていくことになります。

(委員長)

→自主事業と共催事業に対して、自分たちがやっていきたいと思った場合に、参加することができるのか(委員1)

→共催事業の場合は相手があることなのでケースバイケースとなります。例えば、管理機関に対してコンサートやお芝居など共催しませんかと持込みがある。(委員長)

→伊予市の場合、事業を運営していく団体を作って色々な所へアプローチしていくことは可能なのか。(委員1)

- ありだと思います。(委員長)
- そういうのをやっていくことで、市民にピッタリの事業が展開できると思います。
そういった団体を立ち上げてプロモーター的なことをやっていく形をとることは可能となりますか。(委員1)
- 皆さんで伊予市市民NPOを立ち上げて行うことはできると思います。茅野市もそうなっていますので可能性はあると思います。(委員長)
- 皆でやれるともっと興味がわいてくる気がします。どういう人を呼びたいね、だとか興味を盛り上げて行動できるような窓口をどこかに作ってほしい。(委員1)
- 先ほどの図書館のルール作りの委員会同様に事業企画検討委員会みたいなものを立ち上げる。但し、それを責任もって交渉する主体となるNPO団体を作る必要があります。(委員長)
- お任せではなくって、より密着した事業を展開することができる。まずそれを作ってください。(委員1)
- それは市民の皆さんが作らないとだめ。皆さんで伊予市での公共性をもった団体を作りますよと設置主体と意見交換をしながら進めていくことと、行政(事務局)側にその意見を受け取る窓口を作らなくてはならない。(委員長)
- そうなれば、この検討委員会に参加させていただいた意義がある。(委員1)
- 管理運営計画の肝になる。そういうことを要望しますとこの委員会で言うだけだと思います。(委員長)
- この場をお借りして要望します。(委員1)
- 通年事業をやっていくことを決めていかななくてはならない。現実的に共催事業としてやっていけるのかを検討しなくてはならない。当然予算との関係も出てくる。
(委員2)
- 団体を組織化するのであれば、法人化をして財政的な責任をとれる団体とする必要がある。茅野市の場合はアドバイザーからNPO法人にしてくださいとお願いした。行政側でできることは、こういう事業をやりますと決める、公の会議の場を設けてもらうことになる。(委員長)
- 市民一般的にはなぜホールができたのに有名人が来ないのかと言われる。それを皆で了解するかということです。(委員長)
- 補足として、これまで貸館でやってきた地元団体が、共催で行うことも入っていますが、その場合の市(管理者)側で共催の理由付けが必要になってきます。場合によっては団体にとって制約と感ずることもあるかもしれません。(委託業者)
- 本当に難しいことだと思います。今の扶桑太鼓は伊予市内でのライブやコンサートでは保存会として前面に押し出しているが、伊予市外の場合、その形はとっていない。伊予市で行う場合、共催の形になっていくであろうと思っている。また、保存継承していくためには共催の形をとらないとだめだと思っている。

私の芸歴 35 周年の記念コンサートを愛媛県美術館の講堂を利用して行うが、それは主催として行っている。そういう問題が現時点でもある。ホールができた場合に、市や文化協会から主催事業で扶桑太鼓をやってくれと言われれば受けることにはなるが、ケースバイケースで考えていかななくてはいけないと思っている。

鑑賞のほうに関連しますが、活躍されている和太鼓団体が海外や各都市でコンサートを行っているが、和太鼓文化を広める意味では意義があることだが、地元の和太鼓団体がなくなってしまった現実もある。自分の中では保存継承していくには、主催も共催もできて、貸館事業でもできることが理想だなと思っている。ただ、それが本当にできるのかとの不安も持っている。(委員 3)

→施設側主催で扶桑太鼓を地域伝統芸能祭などで行うことも可能だし、扶桑太鼓と施設で共催をして、例えば、扶桑太鼓の発展継承をテーマに施設と一緒に考えて、子供たちと一緒にやることもできるし、貸館として自由にコンサートを企画することも考えられる。いまのご発言は非常に心強い。(委員長)

→伊予市はこれまで自主事業を行っていなかった。事業費だけを考えると鑑賞型事業が一番かかりそうだと思うかもしれませんが、普及育成や保存継承でも事業費はかかりますので、その予算を行政側できちっと確保していただかないといけない。年に数回継続的に実施とありますので、年に数回は知名度や質の高い鑑賞事業をやりますということです。多少予算がかかっても市に予算確保をお願いしていかなくてはならないと思っています。(委託業者)

→普及育成や保存継承の方が補助金は取りやすい傾向がありますが、その種となる予算は必要。鑑賞事業では若手ピアニストで 80 万円の事業費だとしてもチケット代は 3500 円ぐらいに設定しないと収支のバランスが取れない。チケット代を下げするためには市から事業費や補助金などが必要となる。必要な予算は確保してくださいと提言・提案を申し上げるしかないかなと。(委員長)

→分類では普及育成や保存継承などになっていくが、組み合わせでやっていくしかない。この施設ができた事のインパクトを通年事業に組み込んでいく必要があるし、アート関係が抜けないようにすることが大切。(委員 2)

→人と運営費用(お金)が必要。私が気になるのは、直営なのか指定管理者なのか市で早くに決めてもらう必要がある。(委員 4)

→ありがとうございます。基本構想からここまで検討委員会やワークショップを行って意見を出しながら、少しずつ、意見をたたんできている。ここまで市民に意見を出させておきながら「全部できません」はあり得ないです。ただ、お金と人の問題なのであるところで行政からこういう枠組みですと出していただかないと、落とし込みようがなくなってしまう。(委員長)

→予算化されていると信用をしています。(委員 1)

→県の新居浜市でのプロジェクトをやりましたが、予算がつかなかった。(委員 4)

→これまでホールもなく文化振興に予算を立てていないし、ゼロからの出発になる。
現在、第二次総合計画を作成中なのでそのことも記載を入れていく必要がある。

(委員5)

→総合計画に記載される、されないかでは、後々の根拠として劇的に違ってきますので
よろしくをお願いします。(委員長)

(2) 次回分科会検討内容について

①図書館・カフェ分科会の検討内容

- ・ 次回の図書館・カフェ分科会資料（他機能と連動した事業の検討）案の説明
（委託業者）

②文化ホール・地域交流機能分科会の検討内容

- ・ 次回の文化ホール・地域交流機能分科会案（地域交流機能についての事業規模や内容の
具体案の検討）の説明（委託業者）
- ・ ありがとうございます。他に何かありませんか。(委員長)
→「市民ワークショップからのアイデア」「地域内での取組み」の資料は分科会で提出
予定の資料です。地域団体やボランティア団体など取材をして施設との連携の形が、
今後とればと考えています。また、公民館活動や文化団体の資料も提示できればと
考えています。(事務局)
- ・ 他に何かありませんか。(委員長)
→スケジュールに12月に1回目のフォーラムが予定されていますが、希望的な話です
が文化協会総会で委員長に話をさせていただきましたが、そのような内容を含めて検
討いただければと思います。(委員)

(3) その他

- ・ 次回の管理運営検討委員会のスケジュールですが、議会の関係があり、この日だとは決
定はできていませんが12月7日8日9日のいずれかで開催したいと考えています。
皆さんにはご案内が届いたと思いますが、次回の図書館・カフェ分科会は11月4日の
午前中、文化ホール・地域交流機能分科会は11月13日の午前中とさせて頂きました。
（事務局）
- ・ ありがとうございます。それでは事務局にお返しします。(委員長)

3. 閉会

- ・ 閉会のあいさつ。(事務局)

以 上